



落穂集

後篇
下

曾士
775
118



門 4 普 4
775
118

廣德集

一 家光公御不例之事

一 由井正雪次第

一 大丰次第 明曆四年二月
十八日十九日西曆 附云 緣寺御建之事

一 保科肥後守由緒之事

一 大丰之衣皮羽織之事 附 伽羅油并舞之事

一 江戸大繪圖出立之事

一 家光公御他界之事 御光中方之事

一 東照宮御年若之事 御戰場之事



何事も云遷り極く同幅ち及自角で病とて死に
しり製より又厚紙の上より井俣綿紙極く大層紙
様より極く細り紙は是の如き厚紙に極く細く
して大さくして細くお同幅ち及より云遷り極中
たより保町のものと遷り極く細くしてその沙門の
布紙も自ら極く細くして其の極細くして一人
仲るふ紙人外にも七八人極く細く同幅ち及より
病も紙紙の如く細くして其の極細くして遷り極中
とてなり

一河野豊後ち及用人云松林極中其の自角極細
沙門へあり其の極細くして其の極細くして
たより極く細くして其の極細くして其の極細くして

道と此の極細くして其の極細くして其の極細くして
其の極細くして其の極細くして其の極細くして其の極細くして
其の極細くして其の極細くして其の極細くして其の極細くして
其の極細くして其の極細くして其の極細くして其の極細くして
其の極細くして其の極細くして其の極細くして其の極細くして
其の極細くして其の極細くして其の極細くして其の極細くして
其の極細くして其の極細くして其の極細くして其の極細くして
其の極細くして其の極細くして其の極細くして其の極細くして
其の極細くして其の極細くして其の極細くして其の極細くして
其の極細くして其の極細くして其の極細くして其の極細くして

一十九日と使方小あり西より九つ極く保科肥後守辰
松平伊豆守辰(中)の八つ大出の沖空守辰

まゝに申すに、光緒若き頃の、カシの成心のゆ
ゑにあり、カシの成心のゆゑに、カシの成心のゆ
有るに、カシの成心のゆゑに、カシの成心のゆ
以て、カシの成心のゆゑに、カシの成心のゆ
申すに、カシの成心のゆゑに、カシの成心のゆ
會ふに、カシの成心のゆゑに、カシの成心のゆ
成すに、カシの成心のゆゑに、カシの成心のゆ
若年、カシの成心のゆゑに、カシの成心のゆ
彼の若年、カシの成心のゆゑに、カシの成心のゆ
生れ、カシの成心のゆゑに、カシの成心のゆ
成すに、カシの成心のゆゑに、カシの成心のゆ

小若き頃の、カシの成心のゆゑに、カシの成心のゆ
申すに、カシの成心のゆゑに、カシの成心のゆ
成すに、カシの成心のゆゑに、カシの成心のゆ
若年、カシの成心のゆゑに、カシの成心のゆ
彼の若年、カシの成心のゆゑに、カシの成心のゆ
生れ、カシの成心のゆゑに、カシの成心のゆ
成すに、カシの成心のゆゑに、カシの成心のゆ
若年、カシの成心のゆゑに、カシの成心のゆ
彼の若年、カシの成心のゆゑに、カシの成心のゆ
生れ、カシの成心のゆゑに、カシの成心のゆ
成すに、カシの成心のゆゑに、カシの成心のゆ

乃公中事取事之是小有之

江戸大橋出馬事

一問の今時江戸大橋出馬事として世々より之を多し
江戸大橋出馬事
昔は在り大橋出馬事
水戸八幡の妙事
在り玩棟中代四年大
事以後井伊掃部及保科肥後与左と初て
介老中より打寄江戸東北大橋出馬事
而付事
と成中京大橋出馬事
大橋出馬事
中用總く一書手透り
家取友町方たより

中より有之は
御殿より私儀
左大橋
人々
在り
新方
主入
は若
此在

書加一頁と云く各細と不仔細の始終道中々
自他の形と水師法は如何なり

一 同日高野中御約也と未道灌山中戸福新有之
二 とも八右の道灌亦江戸城番住之長山鹿押之
三 徳川家之御代より少敷安ん
四 昔の成程は
五 中野新の形と右大徳園出東より何れも一
六 況は新立の妙へ岩塚及少江戸中徳之橋杯有
七 之岩塚及久病侍者中八道灌山中戸
八 右の道灌之屋敷杯は如何なるか八例
九 右房号及中野の屋敷山と戸八実及灌中戸
十 右房号の屋敷なる屋敷は如何なるか遠
十一 此し中戸の形と右御代と如何なるか右岩塚及右房

及対法と云く如何なるか二十五年斗三
用事年毎友故也(注)徳川府立而年考
考より如何なるか右御代灌中戸なるか八水なるか
之れ也

家光公御代界之節中野中戸方之事

一 同日 大徳院様御代界之節中野中戸方の内
河原対より及畑田如何なるか
伊豆考及河原を後ら及右人右中野中戸代
之事と云其長早迷中野如何なるか
何平山如何なるか有之り
新立の形と右御代及保料北後考及
中野井灌の考及如何なるか伊豆考及右後考

感心ありて記存す焉一と云くは此の中平之

はとて高海山及び之を渡らば北平

へ此向ふ人衆のありし不詳し有るに

沖上りしお結核し成り半一 沖上り方

山字の如く睡りて歎くは此中平海

山字に実況しとも有るを編纂して

山字の中平之と名するはつと

河より有るに云ふ

東照宮沖年若くは少敵場之事

一問曰

検現棟より幸へ沖年若くは少敵場

山字に接する所の水内へ入るは

は此の如く水及へ沖十七歳後の時初

は徳川元和元年乙未の沖と云ふ

歌ありたし人記し有るは成軍

初甲子乙未と云ふは世に

沖年若くは少敵場と云ふは

と云ふは沖年若くは少敵場と云ふは

沖年若くは少敵場と云ふは

沖年若くは少敵場と云ふは

此の如く

沖年若くは少敵場

は徳川元和元年乙未の沖と云ふ

歌ありたし人記し有るは成軍

初甲子乙未と云ふは世に

沖年若くは少敵場と云ふは

と云ふは沖年若くは少敵場と云ふは

沖年若くは少敵場と云ふは

沖年若くは少敵場と云ふは

徳紀（徳紀）のつり討記江より城と沖往は花村と并
少阿（少阿）と云々傳と或回京城と云々乃甲列
府と京師（京師）沖家（沖家）の古地と唐承と科と初
山綱の同心を成ハ京師と山綱井伴主政（沖
許と長万千代と云々方致お山綱武備取
不取昔修くたまて中官沖出と云 徳守と云
仰上治と長袋井純子と沖通うと阿徳吉の
ありしつと沖家とありし在京若表と德徳
向く沖家とありし京師と云々山綱と
山綱の徳徳と云

一回目往古と云々沖りつる代と云々山綱高世の
沖りつる代と云々山綱高世の

沖代と云々沖りつる代と云々山綱高世の
事と云々沖りつる代と云々山綱高世の
文書と事と云々山綱高世の
と云々沖りつる代と云々山綱高世の
徳徳と云々山綱高世の
將軍家と云々山綱高世の
山綱高世の徳徳と云々
有徳と云々山綱高世の
徳徳と云々山綱高世の
山綱高世の徳徳と云々
徳徳と云々山綱高世の
山綱高世の徳徳と云々
徳徳と云々山綱高世の
山綱高世の徳徳と云々
徳徳と云々山綱高世の
山綱高世の徳徳と云々

右落穂集之冊を借藩士松岡氏承於下益城礪用
郷原町邑自天保二年卯年七月二十日起筆
同八月八日於同所寫之

中村萬喜直道

松岡氏承

右落穂集之冊を借藩士松岡氏承於下益城礪用
郷原町邑自天保二年卯年七月二十日起筆
同八月八日於同所寫之

寛政六年九月廿七日 於河尻宿舎 松岡正字 朱印

落穂集附録

吳者夜話大意の事

一 天下太平の時代は生を造ひゆる事と礼を奉る世の有
振とハ首領の如くは侍人唯大首領の振におんぬ指
や首領の不行官の如くは下首領の如くは若年の如くは右
礼世に於てはひきりて中首領も同く生を造りて好む事
を主人の如くは侍人と形ありて侍人も首領の如くは侍
り或は士斗の如くは侍りて侍りて侍りて侍りて侍りて侍り
好む事おんぬ指と侍りて侍りて侍りて侍りて侍りて侍り
也なりて侍りて侍りて侍りて侍りて侍りて侍りて侍り
侍りて侍りて侍りて侍りて侍りて侍りて侍りて侍り
侍りて侍りて侍りて侍りて侍りて侍りて侍りて侍り
侍りて侍りて侍りて侍りて侍りて侍りて侍りて侍り

敵多の秘守を秀吉にありて 於現報と病氣とく此後
より親あはれなる病氣は然る秘守を承え公秀於禁切年
乃成也と有るに上は意成長も共人せりとの秘守那
斗ふと下は逆道とくは大切の事とせんゆに秘守記はて
り於秘勢の秘守を秀吉に 語並に戸言ひゆ 於現報
あつと思ふに許すありは此言ひゆに秘守と云秀吉初
めより 於現報ありては秘守と云は秘守と云は加別
大納言判事なり秀吉育し秘守を並にの遺言にあり
ゆゑに秘守と云は事終り秘守大元藏にゆゑに秘守
中納言秀吉ありて中より高直は秘守成り秘守の
中より高直は秘守の長年秘守を事と合しと云は
及是と云は秘守と云は秘守と云は秘守と云は秘守

日本武中乃軍勢東面小川の邊に 國ヶ原表あり於
天下分目乃大合戦ありて 沙苗家以信代り人持
秘の秘守 秀吉秘守の秘守と云は秘守と云は秘守
國ヶ原山合戦の陣と云は秘守と云は秘守と云は秘守
と云は秘守と云は秘守と云は秘守と云は秘守と云は秘守
秀吉秘守乃秘守と云は秘守と云は秘守と云は秘守
秘守止別 波野吉長及雲高虎と云は秘守と云は秘守
秘守上方秘守と云は秘守と云は秘守と云は秘守
秘守上方秘守と云は秘守と云は秘守と云は秘守
秘守上方秘守と云は秘守と云は秘守と云は秘守
秘守上方秘守と云は秘守と云は秘守と云は秘守

徽儀のよのをうた智徳の二徳乃兼備にせり人も
那とてハ所計乃理人今なき力の幅なき多ハ二徳の
成之のよ及ひおあつるれ一戸れもなきは月抄のつ
二徳儀もかしと人あつるまあ一一生とま一とお医り
卯とまの若又大内乃内二徳儀乃備りまをる方くか
とこおま一ま一た二徳儀乃物及事鴻まねく法人
乃年目まお幅とせとたてく廣くお所ははとくお
まのゆかり右二徳儀乃一徳儀乃信徳をり人と戸ハ掃
ありゆまぬま一とや二徳た一兼備をり人や一ハ
お所内内あお兼備一有とむと成也去り徳の
より神徳をりまれば法人宗教にたりしとく人
まハ無くいかり近來まを同表若かや在世乃

より形形を信を居たの神を者 初号と改下官在
写も信稱に建掃 権現様 上念と云を方修法を
山遊金成今秀若云人やかり智曹の云よ於あハ不
一とく生進仰りあハ二徳の中も一老一も一戸
一箇ハ一向を果の何あ不仁のまハはりまを生付の人
有くは二智仁等の二法をハ金物乃凡おとる
長程のよ抄ハ一ハ所事の中ハ肝家の仁徳
少となく果ては神明乃而神ハハ中乃おれよ
去も信の長久おれ一退轉は法法おれ今時
お果のよ抄ハ一ハ所事の中ハ肝家の仁徳
と以神果と出いよまハ日光山ハ山遊金成ハ元
より以来今年迄百十三年の間法代おれ

其者夜泣るる書面に於て

権現権沙在世の帝の

此傳ありては其の取付(た)る事半(と)るは其の
有御書記を其の書取いんといれ八月廿日満ち夜泣る
事(た)ると唱ふ人の其の体と知りし人 辨ふ故の

ト付らる

権現権沙の御書に記しありて其の體と

及て其の書も其の御書に記しありて其の體と

其の御書に記しありて其の體と

其の御書に記しありて其の體と

其の御書に記しありて其の體と

其の御書に記しありて其の體と

其の御書に記しありて其の體と

其の御書に記しありて其の體と

お願上代り法津と計と神や祈りひ宗教はり

其の御書に記しありて其の體と

人持等七帝七外乃佛神抄中にも及 亦慈言孫は
 主領は中上共談出在等々於くは言等却有任等
 以存彼主領たる所是 亦慈言孫抄本力に以
 亦存任汝行々ハ言等之業は何部も来ゆの事故也
 之れもひのりり中上上と有る事なら人の詞も
 之鬼又何くあ〜くもと承ふは及川うんが物と
 亦〜ゆ〜〜いま有長六年より百二十年迄末下
 抄抄詔は治り即代にお徳と 二義の以忠は信ら
 家と續力と三母は又世何〜も何〜や〜
 未慈言孫の抄本と共鬼〜り孫は即神とて及ら
 中乃ある以言能く思等何〜と事一町安は下也
 寛永十六年はお生治今年あり 以十氣の去祐と

於り即〜とい百五年は即代は信等とは或孫と云
 け〜其命乃高も〜この母あり〜人孫言等も
 是倫小 未慈言孫の抄本是故は即事といと
 之〜あり〜は合はれひ言〜

以十〜分世〜物〜も亦あり
 賜〜分抄神乃此の事あり〜

享保十二年大呂

大進寺 友山殿

十時天保^又庚午^{庚午}其有月十日以某氏年書寫之
年書間誤脫多他日以善年考校之可也

中村萬喜直道

